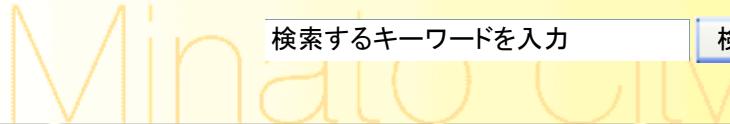




ここは港区の情報ポータルサイト。最新の耳より情報がいっぱいです！



検索するキーワードを入力

検索

Kissポートからのお知らせ 今月のおススメ！ イベント情報・チケット情報 サークル情報 施設案内

港区探訪

ふれあいコラム

連載コラム

地域人

Kissポートギャラリー

T 文字サイズ  大きい  ふつう  小さい

HOME > 連載コラム > 文化財入門講座: 第五回「その他の文化財」



» 過去の連載コラム

# 文化財 入門講座

【港郷土資料館】松本 健

第5回（最終回）

## その他の文化財

» パックナンバー

文化財保護法で保護の対象となる文化財は、本講座の第二回から第四回までに取り上げた文化財の他にも「埋蔵文化財」「伝統的建造物群保存地区」「文化財の保存技術」があり、今年4月1日からは新しく「重要文化的景観」が加わります。

「埋蔵文化財」とは、地中に埋もれた状態の文化財のことです。そのため、その保護は埋蔵文化財が埋まっている区域を「埋蔵文化財包蔵地＝遺跡」として周知することで行われます。そして、その範囲で土木工事が行われるとき発掘調査が実施されます。その結果、出土した土器などが有形文化財として、土地とともにある住居跡などが記念物（史跡）として分類されます。このとき、特に重要なものは指定文化財となります。「埋蔵文化財」の段階では指定されることはありません。

「伝統的建造物群」とは、由緒がありデザイン的に優れた家並みが続く町など、集落や街並を保存地区として定めて、その保存を行っているものです。

「文化財の保存技術」は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術や技能（例えば歌舞伎床山＝髪結）で、その技術等を持っている個人や団体を選定して技術の保存にあたっています。

新しく加わる「重要文化的景観」は、人と自然の関わりの中で作り出されてきた風景を文化財として位置付け、近年の土地開発や過疎化等によって失われて行くことの多い「景観」を保存していくこうとするものです。

文化財の保護は、これまでの「有形・無形」の文化財とは異なる新たな視点の文化財を加え、新しい時代を迎えようとしています。

ふれてみませんか？  
港郷土資料館の文化財（5）

ウナギカマ

（有形民俗文化財）

泥の中に生息しているウナギを、引っかけて採る道具です。江戸時代から芝は漁業基地として知られ、昭和30年代初め頃までは、港区でも漁業が行われていました。このウナギカマ漁も伝統的な漁法でした。

港郷土資料館／港区芝5-28-4  
三田図書館4階 03(3452)4966

▲このページのトップへ

| 個人情報保護について [PDF] |

Kissポート財団

（公益財団法人 港区スポーツふれあい文化健康財団）

港区赤坂4-18-13赤坂コミュニティーぶらざ

電話: 03-5770-6837/Fax: 03-5770-6884

お問い合わせ: fureai-info@kissport.or.jp

 Kissポート財団について



このホームページはKissポート財団の公式ホームページです。このホームページのすべての権利は当財団に帰属します。  
当財団の許可なく複製、転載は出来ません。